

8 弁理公使の席次に関する規則

署 名 一八一八年一月二日(エクス・ラ・シヤベル)

外交使節の席次の問題を解決したウィーン會議の議事録の附屬書が予見し得なかつた外交儀式の一点に關し、將來生ずることがある不快な争論を避けるために、五國の宮廷は、自己の下に信任派遣された弁理公使が、その席次に關しては、第二級の公使と代埋公使との間にあると定める。

(注 この規則は、一八一八年一月二日エクス・ラ・シヤベル會議で署名された議定書の一部で、五國とはグレート・ブリテン國、フランス國、プロシヤ國、オーストリー國、ロシア國をいう。)

